

## II 有罪確定後の DNA 鑑定と連邦訴訟

— Skinner v. Switzer, 131 S. Ct. 1289 (2011) —

### 1 事 実

上訴人 Skinner は、1993年大晦日に同居する女友達とその成人した精神障害者の息子二人がテキサス州バンパの自宅で殺害された事件で、1995年に陪審により有罪とされ、死刑を言い渡された。その際、遺留血液及び頭髪の DNA 鑑定と指紋鑑定が行われ、その一部が Skinner と一致した。しかし、現場から押収された凶器とみられるナイフや斧の持ち手、レイプ検査物、被害者の爪、追加の頭髪については、被告人に不利な結果を恐れた弁護人が鑑定を辞退した。Skinner は犯行現場には居合わせたか、当時多量のアルコールと薬物を併用した影響で殺害行為に及ぶのは物理的に不可能であった、として犯行を否認し、真犯人は身体的性的暴行の前科を持つ被害女性の叔父（故人）だと主張した。Skinner は事実審裁判所で死刑と有罪の判決を受け、テキサス州の刑事事件の最上級裁判所であるテキサス州刑事控訴裁判所（Texas Court of Criminal Appeals, CCA）に直接上訴したが、死刑判決が維持された。その後十年間、Skinner は連邦と州に対して有罪判決後の救済手続をとったが、いずれも認められなかった<sup>(1)</sup>。

Texas 州では2001年に刑事訴訟法の改正として DNA アクセス法<sup>(2)</sup> が制定され、一定の要件を満たす受刑者が有罪判決を受けた裁判所に対して DNA 鑑定を請求できることになった。同法によれば、鑑定実施が認められるためには、まず受刑者側が①事実審当時は DNA 鑑定が「なかった (not available)」か、「鑑定結果の証拠能力に技術上の制約があった」こと<sup>(3)</sup>、または②以前に証拠を DNA 鑑定しなかったのは「受刑者側の過失ではなく (“through no fault” on his part)」<sup>(4)</sup>、正義の見地から有罪確定後に DNA 鑑定が要請されること、のいずれかを立証しなければならない<sup>(4)</sup>。その上で、③ DNA 鑑定から無

(1) Skinner v. Quarterman, 576 F. 3d 214 (5th Cir. 2009).

(2) TEX. CODE CRIM. PROC. ANN. art. 64. 01 (a) (Vernon Supp. 2010).

(3) Art. 64. 01 (b) (1) (A).

罪を証明する結果が得られたならば受刑者は有罪判決を受けなかったであろうこと、さらに④鑑定請求が刑の執行や刑事司法を不合理に遅延させるためのものでないこと、をそれぞれ裁判所が認定しなければならない<sup>(5)</sup>。Skinnerは2001年と2007年に同法にもとづき州裁判所にDNA鑑定を請求したが、それぞれ③と②を満たさないとして却下された。2009年10月にはSkinnerの死刑執行日程が2010年2月24日(後に手続上の問題から一か月延期)に決定された。そこでSkinnerは、DNA鑑定の請求に応じないテキサス州が合衆国憲法修正14条のデュー・プロセスの権利を侵害したとして、鑑定の対象となる証拠を保管するSwitzer検事を相手取り、合衆国憲法の保障する市民的権利への侵害の救済を規定する合衆国法典第42編§1983に基づき、差止救済を求めて連邦訴訟を提起した。

テキサス北部地区連邦地裁は、救済に値する訴えが存在せず、また、第5巡回区の先例<sup>(6)</sup>に照らせば有罪確定後のDNA証拠の請求は§1983訴訟ではなく人身保護手続による他ないと判示し、Skinnerの訴えを却下した<sup>(7)</sup>。原審の第5巡回区連邦控訴裁判所は、有罪確定後のDNA鑑定を求める受刑者による訴訟が§1983訴訟ではなく、人身保護請求として提起されなければならない点を繰り返し、匿名意見により地裁判決を支持した<sup>(8)</sup>。連邦最高裁は2010年3月24日に予定されていた死刑執行を一時停止し<sup>(9)</sup>、裁量上訴が認められた<sup>(10)</sup>。

## 2 争点

- (1) 連邦裁判所は事物管轄権を有するか。
- (2) 州で有罪とされた者が連邦裁判所で証拠のDNA鑑定を請求する場合、§1983訴訟によることが可能か、それとも合衆国法典第28編§2254に基づく人身保護請求手続によらなければならないか。

---

(4) Art. 64. 01 (b) (1) (B).

(5) Art. 64. 03 (a) (2).

(6) Kutzner v. Montgomery County, 303 F. 3d 339 (5<sup>th</sup> Cir. 2002).

(7) Skinner v. Switzer, No. 2: 09-CV-0281, 2010 WL 273143 (N. D. TX. Jan. 20, 2010).

(8) 363 Fed. Appx 302 (2010) (per curiam).

(9) 130 S. Ct. 1948 (2010).

(10) 130 S. Ct. 3323 (2010).

### 3 判決

破棄差戻。Ginsburg 裁判官が法廷意見を執筆 (Roberts 長官, Scalia, Breyer, Sotomayor, Kagan 各裁判官が同調)。Thomas 裁判官による反対意見 (Kennedy, Alito 各裁判官同調)。

- (1) 連邦裁判所の事物管轄権有り。
- (2) § 1983訴訟は可能。

### 4 判決理由

- (1) Rooker-Feldman 原則の適用可否

Exxon 判決<sup>(11)</sup>が示すように、Rooker-Feldman 原則は州裁判所で敗訴した原告が、その判決を連邦最高裁ではなく、連邦下級裁判所で争うことを禁じている<sup>(12)</sup>。しかし、連邦訴訟の原告が「独立の訴え (independent claim)」を提起する場合は、以前に州裁判所において同じ問題ないし関連の問題が争われていても連邦裁判所の管轄権は否定されない。したがって、Skinner の訴訟は同原則に抵触しない。

また、同原則は州裁判所の判決を連邦の下級裁判所が審査することは認めないが、その判決を規律する制定法や規則を連邦憲法の観点から連邦訴訟で争うことを妨げない。自己に不利な州裁判所 (本件ではテキサス州 CCA) の判決それ自体ではなく、CCA が解釈した州法の合憲性を争う Skinner の連邦訴訟はこれに相当する。したがって、Skinner の連邦訴訟は Rooker-Feldman 原則の適用を受けず、連邦裁判所に事物管轄権がないとはいえない。

- (2) § 1983訴訟か、人身保護請求手続か

州政府による合衆国憲法違反を申し立てる州の受刑者は、いかなる場合に § 1983訴訟を利用できるのか、また、人身保護令状が唯一の救済となるのはいかなる場合かは、これまでも幾度か検討した問題である。両手続の棲み分けに関する基準は Heck 判決<sup>(13)</sup>が示した通りである。すなわち、原告側の勝訴が原告に対する有罪判決ないし量刑の無効を「必然的に意味する (necessarily imply)」場合には § 1983訴訟を用いることはできず、そうでない場合には § 1983訴訟を可能とすべきである。また、より最近の Dotson 判決<sup>(14)</sup>において

(11) Exxon Mobile Corp. v. Saudi Basic Industries Corp., 544 U. S. 280 (2005).

(12) Rooker v. Fidelity Trust Co., 263 U. S. 413 (1923); District of Columbia Court of Appeals v. Feldman, 460 U. S. 462 (1983).

(13) Heck v. Humphrey, 512 U. S. 477 (1994).

も、仮釈放を認めない行政決定の合憲性を受刑者が§ 1983訴訟で争うことを認めた根拠は、その訴訟が「即時の、あるいは早期の釈放」を求めるものでなかった点にあった。DNA 鑑定請求訴訟での Skinner の勝訴は、彼に対する有罪判決の無効を必然的に意味するものではない。なぜなら、§ 1983訴訟で勝訴した場合に実施される DNA 鑑定は、Skinner の無罪を証明するかもしれないが、確答不能 (inconclusive) や有罪の結論を示すこともありうるからである。したがって、§ 1983訴訟により DNA 鑑定を請求することは可能である。

第 5 巡回区連邦控訴裁判所の先例と歩調を合わせる被上訴人 Switzer と当法廷の反対意見は、Skinner の訴えは人身保護請求によるべきであると主張し、現時点では DNA 鑑定の実施命令を求めるに過ぎない Skinner の究極の目的が鑑定結果を用いて有罪判決を争うことにある点を強調する。しかし、釈放や釈放時期の前倒し、身柄拘束の程度緩和とは異なる救済を申し立てる場合に、人身保護令状を唯一または利用可能な救済とする連邦最高裁の先例も反対意見も存在しない。

### (3) 連邦の司法管轄権拡大と濫訴への懸念

被上訴人とその法廷助言者は、Skinner に対して§ 1983訴訟を認めた場合に、連邦の司法管轄権が拡大され、有罪判決や量刑を争う訴訟が急増すると予測する。しかし、実際に§ 1983訴訟による DNA 鑑定の請求を容認している巡回区で訴訟の氾濫など起きていないことに照らせば、こうした懸念には理由がない。また、Osborne 判決<sup>(15)</sup>が実体的デュー・プロセスとしての DNA 鑑定請求権を否定したため、連邦裁判所に大きな負担が生じることもありえない。さらに、刑務所訴訟改革法 (Prison Litigation Reform Act of 1995) は、より一般的に連邦裁判所に対する気まぐれな提訴 (sportive filing) を阻止するため、訴訟に伴う費用負担の義務付け等を通じて受刑者による訴訟を規制しており、同法が意図した効果を上げていることは統計にも表れている<sup>(16)</sup>。

### (4) Brady 判決に基づく申し立てと DNA 鑑定請求の区別

本判決が、被告人にとって有利な証拠や被告人の有罪や量刑にとって不可欠の証拠の開示公判前における検察官の憲法上の義務とした Brady 判決<sup>(17)</sup>に基づく訴えを急増させる、との懸念にも理由がない。Brady 違反により有罪判

(14) Wilkinson v. Dotson, 544 U. S. 74 (2005).

(15) District Attorney's Office v. Osborne, 129 S. Ct. 2308 (2009)

(16) Crawford-El v. Britton, 523 U. S. 574, 596-97 (1998).

(17) Brady v. Maryland, 373 U. S. 83 (1963).

決を争う場合、受刑者は①開示されなかった証拠が無罪を証明すること、または真実性を争うという意味において被告人に有利なものであったこと、②州がその証拠を故意または不注意によって排除し、③結果として不利益が生じたこと、を立証しなければならない。つまり、鑑定結果が白と出るか黒と出るか、あるいは灰色かがわからない DNA 鑑定とは異なり、Brady 判決に基づく申し立てには有罪判決を損なう証拠が必然的に伴われ、それは被告人にとって常に有利な証拠であり、被告人の有罪性と量刑にとって重要なものである。さらに、Brady 違反の主張は受刑者の即時のまたはより早期の釈放を求めるものであるため、§ 1983 訴訟ではなく、伝統的な人身保護令状の領域に属する。

被上訴人は他にもいくつかの根拠を挙げて Skinner の申し立てには理由がないと主張するが、これらの主張は下級審で判断されておらず、また差戻審での審査を受けるために十分に成熟しているので、当裁判所は裁量上訴を認めた事項に関する意見を述べるにとどめ、Skinner の連邦訴訟の最終的な決着についての意見は表明しない。

#### (5) Thomas 裁判官の反対意見

州の有罪判決確定後の救済手続を合衆国憲法の修正14条のデュー・プロセス条項にもとづいて争うことが§ 1983 訴訟で可能か否かについて、先例はないがこれを不可と判断する。当裁判所は、州の公判手続 (trial procedures) を § 1983 訴訟で争うことを既に否定している<sup>(18)</sup>。それと同様に、有罪判決の有効性を審査することに結びつく州の手続を、§ 1983 訴訟により争うことは否定されるべきである。そうした訴訟を § 1983 の下で認めれば、州の人身保護に関する判断を連邦裁判所が審査することになり、連邦議会がこれを厳格に制限してきたことと相容れない。したがって、Skinner の申し立ては人身保護令状によるべきであろう。

デュー・プロセス条項の目的において、自由を剥奪する際に与えられるべき法的手続には、有罪判決を確定し、その有効性を審査する剥奪前後の全ての手続が含まれる。当裁判所がその一連の手続の一部である公判の手続的側面 (trial proceedings) を § 1983 訴訟で争うことを問題とすべき理由はないが、その他の部分を同様に争うについては難がある。有罪確定後の手続は、公判および直接上訴手続と同様に有罪判決の有効性に関心を寄せるものであるから、憲法上の異議申し立てはそれらと同様に取り扱われるべきである。

(18) Preiser v. Rodriguez, 411 U. S. 475, 486 (1973).

連邦裁判所による州の有罪確定判決後の手続の審査は、「連邦制と礼譲の原則」によって制限される。州による有罪判決と人身保護に関する判断を連邦の人身保護請求で争うことを連邦議会が厳格に制限するのはそのためである。§ 1983の下で Skinner が技巧的に州の人身保護の判断ではなく、その手続を争うことを容認するならば、こうした制限と相容れない。州裁判所が有罪確定後の救済を与えなかった誤りを申し立てるためには、手続上の制約に服し、州の人身保護に関する判断を重視しなければならない連邦の人身保護請求を申し立てる他に方法はない。法廷意見は本判決が Brady 判決に基づく申し立てを急増させることはないというが、実際には州での人身保護請求が認められなかった者に対して、§ 1983訴訟で再び争うためのロードマップを与えたに等しい。

法廷意見がその結論の拠り所とした Dotson 判決は、州の仮釈放決定におけるデュー・プロセス違反を主張する原告が、差止救済と憲法上適切な手続の下で (under constitutionally proper procedures) 実施される新たな仮釈放の聴聞を求めたものであり、当裁判所は§ 1983訴訟に基づく申し立てを認めた。しかし、仮釈放は身柄の解放を与えるとしても、もともとの州の有罪判決や量刑の有効性を評価するものではない。仮釈放手続は受刑者が終局的な有罪判決を争う有罪確定後の手続とは性質が異なる。したがって、§ 1983の下での仮釈放手続の審査を認めることには、同条によって有罪確定後の手続の審査を認める場合と同等の、§ 1983を刑事裁判の結果を争う手段に変容させるリスクがあるとは言えず、Dotson 判決は本件の判断に影響を与えるものではない。また、Dotson 判決は§ 1983訴訟が可能か否かという問いを、受刑者の申立てが「より早期の釈放を必然的に導くもの」かどうかという問いに単純化するものではない。Heck 判決は申し立てられている救済が金銭賠償であって「より早期の釈放」でない場合にも、更なる検証により、当初の原理に立ち返った上で§ 1983訴訟とすることを認めなかった。Dotson 判決はこうした Heck 判決のアプローチを否定していない。

当裁判所は§ 1983訴訟を制限し、人身保護請求の領分を侵害しないことに苦慮してきた。限界を示すために、「即時のまたはより早期の釈放」を求める訴訟を§ 1983訴訟の射程外とし、「原告勝訴がその者の有罪判決または量刑の無効を必然的に意味する」民事訴訟も除外した。本件はさらに、有罪判決または量刑の有効性を審査する州の手続に対して、合衆国憲法修正第14条のデュー・プロセス条項に基づく訴えがなせないという第三の限界を示している。そのルールに従えば、Skinner の訴えは§ 1983訴訟にはなりえず、原審は維持され

るべきである。

## 5 判例研究

### (1) 判決の意義

有罪確定後の DNA 鑑定が冤罪を明らかにする例が300件近く報告されているアメリカにおいても、受刑者が鑑定を請求するための法的ルートの整備は十分とは言い難い。本件は、無実を主張して DNA 鑑定を求める Skinner に対する死刑執行が数十分後に迫る中で最高裁が一時的執行停止命令を出し、救済の可能性がぎりぎりのところで確保された側面が大きく報じられ、社会的に注目を集めた事件である。

受刑者の DNA 鑑定請求権に関する二つ目の連邦最高裁判決となった本判決は、先例である Osborne 判決が残した課題であり、且つ連邦控訴裁判所の判断が分かれていた<sup>(19)</sup> DNA 鑑定請求のための § 1983 訴訟の利用可否に回答を与えた点で注目される。本判決で、最高裁は受刑者による訴訟として伝統のある人身保護請求手続と § 1983 訴訟の棲み分けの基準を明らかにし、DNA 鑑定を請求するために後者を用いることを容認した。これによって、近年ほぼ全ての州<sup>(20)</sup> と連邦で制定された DNA アクセス法の恩恵を受けられなかった受刑者が、次善策として DNA 鑑定の実施<sup>(21)</sup> を連邦訴訟で争う際の手続が明確になった。

受刑者が DNA 鑑定への手続的デュー・プロセスの権利を争う際に、人身保護請求によることを義務づけられず、§ 1983 訴訟が認められたことは、連邦裁判所が人身保護請求に伴う手続上のハードルを受刑者に対して課さなくてすむ点で評価される。とりわけ有罪確定後には、受刑者に憲法上の弁護人選任権が保障されていない点を考慮しなければならない。つまり、受刑者が自力で連邦訴訟制度を通じて鑑定へのアクセスを求める際に、相対的に単純な手続となる § 1983 訴訟を利用できることは、現実的な意味において妥当な結論と考えられ

(19) 第 2, 3, 7, 9, 11 巡回区控訴裁判所が § 1983 訴訟を容認したのに対し、第 4 および第 5 巡回区控訴裁判所がこれを否定していた。Erik S. Jaffe, *Next Year: Looking Ahead: October Term 2010*, 2009-10 CATO. SUP. CT. REV. 407, 426, n75 (2009-2010).

(20) オクラホマとマサチューセッツ両州を除く。

(21) 拙稿「アメリカにおける DNA 鑑定による誤判救済」『同志社アメリカ研究』47号117頁 (2011)。

る<sup>(22)</sup>。

そもそも人身保護請求に伴う複雑な手続要件は、連邦制における州政府への礼譲や裁判の終局性といった価値を反映しており、州の受刑者が連邦裁判所でその有罪判決や量刑を争うことはこうした価値を損なうと考えられてきた。しかし、受刑者の DNA 鑑定請求は州による身柄拘束を争うものではなく、州の制定法が規定する手続の公平な適用を求めているに過ぎない。したがって、州議会が受刑者に DNA 鑑定を保障する手続を規定したにもかかわらず、その利用を州裁判所が阻む場合、受刑者による § 1983 訴訟の容認が連邦と州の関係を損なうことはなく、むしろそれは州議会の意思を保全する上で有用と言えよう<sup>(23)</sup>。実際、州の裁判所による DNA アクセス法の狭い解釈が DNA 鑑定を認められる受刑者の範囲を不当に制限することは各地で問題になっている。こうした場合、州最高裁が州下級裁判所の狭い解釈を是正したり、州裁判所による狭い解釈を排除するために州議会が法改正に乗り出したりする例も見られる<sup>(24)</sup>。しかし、本件のように州最高裁が既に受刑者を DNA 鑑定請求者として不適格と判断しており、死刑執行が目前に迫って州議会による法改正を待つ猶予もない場合、連邦地裁での § 1983 訴訟は救済への細い道の確保を意味する<sup>(25)</sup>。したがって、本判決は州が与える手続への受刑者のアクセス権を守る連邦裁判所の限定的ながら重要な役割を確保すると同時に、刑事司法制度をコントロールする州議会の地位保全を図るものと評価されている<sup>(26)</sup>。

他方、本判決での Skinner の法的勝利は、DNA 鑑定を請求する際に使える訴訟手続を明確にしたに過ぎないとの見方もある。法廷意見も示唆するように、Skinner が本案である DNA 鑑定の実施を最終的に勝ち取る見込みはあまりなく、その意味において本判決での Skinner の勝訴は「空騒ぎ」や「ピュロスの勝利」とも評される<sup>(27)</sup>。つまり、本件が § 1983 訴訟として再出発した後、公判時や上訴の段階で Skinner 側が鑑定を申し立てなかったこと等を理

(22) See The Supreme Court 2010 Term, *Leading Cases*, 125 HARV. L. REV. 172, 327-28 (2011).

(23) See *id.* at 328.

(24) See *id.* at 329-30.

(25) See *id.* at 331.

(26) See *id.*

(27) Joseph Hoffman, *Skinner v. Switzer - Much Ado About (Next to) Nothing?* <http://www.habeasbook.com/2011/04/skinner-v-switzer>

由に申立ては斥けられる可能性は少なくない。また、先例である Osborne 判決が実体的デュー・プロセスとしての受刑者の DNA 鑑定請求権を否定し、州の DNA アクセス法を手続的デュー・プロセスの観点から争う場合にも「州の DNA アクセス法が我々の伝統と良心に根差した根本的な正義の原則を侵害すること」<sup>(28)</sup> という非常に高いハードルを設置していたことも、§ 1983 訴訟としての本件の行方が樂觀できないことを示している。

さらに、仮に§ 1983 訴訟によって DNA 鑑定の実施が認められ、鑑定結果が Skinner の無実を示したとしても、Skinner の最終目的は尚達成されないかもしれない。なぜなら、釈放を実現するために人身保護令状を請求する場合、無実の者を拘束ないし処刑することがいかなる憲法違反に相当するかが課題となるからである。最高裁は Herrera 判決<sup>(29)</sup> において、真に説得力をもって無実を証明する死刑囚を処刑することは「残酷で異常な刑罰」を禁止する修正 8 条違反になりうる、と述べた。しかし、それ以降、この基準を満たすとされた判例はない。無実ならば処罰されない、という極めて当然の事柄が憲法上の権利に位置付け難いことの背景には、憲法上要請される公平な裁判手続を経て下された有罪判決を絶対無謬とする信念がある。つまり、無実の訴え (claim of actual innocence) は本来あってはならないものであるから、これを憲法上の権利として受容できないということである。

DNA 鑑定は、こうした無実の訴えをもたらしうる点で、これまで無謬性を推定されてきた刑事司法制度に対する認識を根底から覆し、間違いかもしれない有罪判決を評価する仕組みの構築を要請している<sup>(30)</sup>。したがって、公判当時は鑑定されなかった証拠を有罪判決後にあらためて鑑定の対象とすることは、一見些細な申し立てのようであって、実際にそれが認められた場合の影響は大きい。鑑定請求が容易には認められない背景にはこうした事情も作用していると推察される。

しかし、事実としての誤判が生じた場合にそれを正すためのルートの確保は、誤判が生じないために慎重な捜査や裁判手続の整備を進めてきた従来からの取り組みと矛盾するものではなく、むしろその延長線上に位置付けられよう。本判決が§ 1983 訴訟を認めたことは、完全性を擬制し、そこに内在しうる誤りをタブー視するあまり、事実として存在する誤りに目を向けようとしてこ

---

(28) Osborne, at 2320.

(29) Herrera v. Collins, 506 U. S. 390 (1993).

(30) See Hoffman, *supra* note 26.

なかった刑事司法制度を見直し、誤りが生じた場合に備えて軌道修正のためのルートを確認するために、一歩前進と言えよう。

## (2) 本判決後の動向

本判決を受けて、第五巡回区控訴裁判所は事件を2011年5月18日に連邦地裁に差し戻した<sup>(31)</sup>。こうした中、州裁判所は7月27日付でSkinnerの新たな死刑執行日程を11月9日に設定した。処刑日程が具体的に提示されたことで、§ 1983訴訟に関する連邦地裁の迅速な判断が促進されるのではないかと予測された<sup>(32)</sup>。

他方、テキサス州議会では、獄死後に無実を晴らした受刑者にその名の由来を持つTim Cole Advisor Panelが冤罪防止のための州法改革の勧告を行い、これを受けてテキサス州DNAアクセス法が2011年5月に改正され、9月1日から施行された。改正法は真実追求に寄与しうる全てのケースでDNA鑑定が利用できるようにすることを意図し、Skinnerが旧法のもとで二度の救済を申し立てた際にハードルとなった手続要件が撤廃された。すなわち、改正法に基づくDNA鑑定の請求は、証拠が以前にDNA鑑定の対象とされなかったこと、または新しいDNA鑑定法による鑑定が以前の鑑定よりも正確で証明力をもつ合理的な見込みがあることさえ立証できれば、認められる<sup>(33)</sup>。Skinnerの弁護人は、改正法の施行直後に州裁判所に対し、同法に基づいて州がDNA鑑定を実施すべきこと、そのために11月9日の死刑執行予定を撤回すべきことを申し立てた。しかし、この改正法に基づく三度目の鑑定請求の申し立てはまたもや11月2日に却下された<sup>(34)</sup>。そこで、Skinner側が上訴し、CCAは死刑執行予定が二日後に迫った11月7日に死刑執行の停止を命じた<sup>(35)</sup>。他方、連邦地裁に係属中であった§ 1983訴訟は、CCAによる最終判断が出るまでの間、審理を一時停止することが11月4日に決定された<sup>(36)</sup>。今後はCCAが改正法における変更点を本件との関係においてどのように評価するか、そして本件の本

(31) Skinner v. Switzer, 2011 U. S. App. LEXIS 10114 (2011).

(32) Amanda Buck, *Death Date is Set: Former County Man on Death Row in Texas*, MARTINSVILLE BULL., Aug. 5, 2011, <http://www.martinsvillebulletin.com/article.cfm?ID=29556>

(33) TEX. CODE CRIM. PROC. ANN. art. 64. 01 (b) (amended 2011). <http://www.capitol.state.tx.us/tlodocs/82R/billtext/pdf/SB00122F.pdf#navpanes=0>

(34) Texas v. Skinner, <http://www.hankskinner.org/hs/hs.php?en,legal>

(35) Skinner v. Texas, <http://www.hankskinner.org/hs/hs.php?en,legal>

(36) Skinner v. Switzer, 211 U. S. Dist. LEXIS 127906 (2011).

案が州裁判所において決着を見るのか、それとも連邦訴訟の再開が必要となる  
のかが注目される。

(森本 直子)